長与町農業委員会会議録

平成２５年７月２４日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関連する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成２５年７月農業委員会総会

１．日時　　平成２５年７月２４日（水）９時３０分から１０時１０分

２．場所　　長与町役場３階第１会議室

３．出席委員（１６名）

会長	１番　田中　稔		
職務代理者	２番　辻　末男		
委員	３番　辻田　博文	５番　白﨑　純範	６番　柿本　尚文
	７番　辻田　三男	８番　柿本　正博	９番　梶尾　厚
	１０番　河内　秀治	１１番　山中　昇	１２番　坂口　齊
	１３番　井上　良信	１４番　山口　益子	１５番　内村　博法
	１６番　山脇　昭信	１７番　山﨑　昌美	

４．欠席委員（０名）

５．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名

第２　　第１号議案　農用地利用集積計画について

第３　　第１号報告　非農地証明交付願報告

第２号報告　農地改良届出報告

６．農業委員会事務局職員

事務局長　　松本　廣
農地・農政係長　　田中　廣幸
農地・農政係主事　中山　高宏

事務局　おはようございます。定刻になりましたので、始めさせていただきます。それでは、平成２５年７月の総会が開催されるにあたりまして、長与町農業委員会総会規則第６条により１６人全員の出席でございますので、在任委員が総会を開催する定数に達していることをご報告いたします。

それでは、総会に移りますが、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事等の進行も併せて会長の方によろしくお願いします。

議　長　皆さんおはようございます。大変暑い中にご出席をいただきましてありがとうございます。この真夏の、非常に雨が少なくて皆さん方は農業者として干ばつで困っておられるんじゃないかなと思っております。もう早い方は水をかけておられる方もいらっしゃるようです。そういう中で、我々委員として本日審議をしていただきます。大変ご苦労と思いますけれど、よろしくお願いします。

それから先日、１７日に、山口委員と諫早で農業会議がありまして、我々農業委員として、耕作放棄地の解消とか、また農業者年金の推進を非常に強く会議の中で言われております。農業新聞等も同じですが。その中において長与町は非常に農地が、よその地域とすると都市化されておりますので狭いわけですが、その中において長与町も、県の農業会議から農業者年金の加入者を２名ということで言われております。今、我々委員としてその２名をなんとか確保しようということで頑張っておりますが、皆さん方も地域の該当者にはそういう声をおかけしていただいているものと思っております。先日、私と山口委員とある方に加入をお願いしに２件程行ってまいりました。そういう中で、やはり我々農業委員がもう少し地域の該当者に声をかけないといけないのかなということを感じております。かければひょっとしたら、制度を理解すれば入っていただける方がいらっしゃるようです。そういうことで皆さん方にも、この暑い中ですけれども機会があれば地域の方に声かけをして下さい。その中において、多分何名かに声をかけたという方がいらっしゃると思います。そういう方はぜひ事務局に、誰々にいつ頃こういう場所で声をかけましたよということを必ず伝えて下さい。少々長くなりましたけれど、お願いします。

それでは早速、平成２５年７月の農業委員会総会を開催いたします。まず始めに、日程第１の長与町農業委員会総会規則第１８条の規定によりまして、議事録署名委員２人を指名させていただきますが、ご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　議事録署名委員に７番辻田委員、８番柿本委員を指名いたします。

次に日程第２。本日の案件は、第１号議案　農用地利用集積計画についての３件のみが議案審議となっております。そして日程第３の報告事項となります。また議案審議と報告事項が終わると、その他で４点程、先程申しあげたことが事務局から説明等があります。よろしくお願いをいたしておきます。

それでは審議に入りますが、議案等に関してご意見ご質問をされる際は、挙手をして番号氏名を必ずお願いいたします。なお例月のことですが、ご意見並びに質問は、議事録に記録して公開されることとなっておりますので、審議内容に沿ってご発言をいただきますようお願いします。

それでは日程第２　第１号議案、農用地利用集積計画についてを、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

はい、先に送付いたしました、議案書の１ページの方をお開き下さい。それでは朗読と説明をいたします。第１号議案　農用地利用集積計画について上記議案を提出いたします。平成２５年７月２４日、長与町農業委員会会長、田中稔。提案理由といたしまして、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定に基づき農用地利用集積計画の決議を求められたので提案する。

次に２ページをお開き下さい。平成２５年第７号。農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、農用地利用集積計画を定める。平成２５年７月１７日、長与町長　吉田愼一。

次に３ページをご覧下さい。農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第１９条の規定により公告する。長与町長　吉田愼一。例月のとおり、年月日につきましては、総会を経て町長部局での決済後公告することになっておりますので、未記入でございます。

４ページをお開き下さい。これから説明いたします、５ページから１３ページまでの３件の集計表でございます。５ページから詳細について説明をいたしますので、省略をさせていただきます。

それでは、利用権設定の朗読と説明に入ります。１件目と２件目は同じ地域ですので、続けて申しあげます。５ページをご覧下さい。所有権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、諫早市多良見町佐瀬（地番）。所有権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は、斉藤郷字中斉藤（地番）。現況地目は田、面積は１，７５０㎡。利用権の種類は賃貸借、内容は水稲、平成２５年８月１日から３０年７月３１日までの５年間です。年間の借り賃は現物支給で、米１２０キロとなっております。引き続き継続です。

次に７ページの方をお開きください。所有権の設定を受ける者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町本川内郷（地番）。所有権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は、斉藤郷（地番）。現況地目は田、面積は１，６９８㎡。利用権の種類は賃貸借、内容は水稲、平成２５年８月１日から３０年７月３１日までの５年間。年間の借り賃は現物支給で、米９０キロとなっております。これも引き続き継続です。

土地の所在を申し上げます。９ページの方をお開き下さい。１件目と２件目を併せて説明いたします。両申請地とも、隣合わせになります。○○橋を渡りまして、左の方に、○○方面に約１００m程行った所で、右側に入ります。そうしますと○○公民館が見えて参りますが、その施設を右手に見ながら、約３１０m程行った、青色で表示している所が、利用地の

申請場所となっております。以上の通りでございます。よろしくお願いします。

議　長　　ただ今の事務局からの説明が終わりましたが、地元委員さんから、２件とも同じ場所ですので続けて補足説明があったらお願いいたします。

５　番　　５番です。私も現場を確認しておりますけど、継続ですね、しっかり水田を作っておられますので、間違いないと思います。

議　長　　ただ今地元委員さんからの説明が終わりましたけど、他に、委員さん方から質問等あればお願いします。

８　番　　８番。（２件目借り主）は本川内ですので。継続ですので、もうすでに田植えも済んでおりまして、適当ではないかなと思います。

５　番　　５番です。よろしいでしょうか。（１件目借り主）さんは諫早市になっておりますけど、仕事がＪＡの職員ですので、長与の近くにおられるということでご理解いただきたいと思います。

議　長　　地元委員さんからの補足説明もございましたけれど、他の委員さん方から何かご質問等ございませんか。

１５番　　１５番内村です。確認だけですけども、ほぼ同じ面積なんですけども、借賃が違うことについて、ご存じであればお願いします。

議　長　　何かそういう話を聞いておられれば説明してください。

事務局　　よろしいでしょうか。これは基本的な部分で申し上げますが、大体１反が米６０キロ。これが一般的な標準です。大体その金額が市場によって変わるでしょうが、金額的にこれ位が、一反に対する借賃に相当すると思われます。これは例えば、２，０００㎡で割れば、それに対して１２０キロということで出てきますが、このことにつきましては、お互いの考え方なり、継続的なものがありますから、以前からこういった形がとられていたということでご理

解いただければと思います。

議　長　　そういう事で、ご理解していただいてよろしいですか。

【はいの声あり】

議　長　　では、ご意見等もないようですので、次に進みたいと思います。
それでは、３件目の説明を事務局よりお願いします。

事務局　　はい、次に１０ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、有限会社（法人名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（氏名）さん、長与町岡郷（地番）。利用権を設定する土地は、岡郷（地番）、現況地目は畑、面積は１，１７９㎡。同じく（地番）、現況地目は畑、面積８，０２１㎡の内、２，６７３㎡が耕作を行う面積に見えますが、実際は、８，０２１㎡全体が従来通りの利用面積となっております。これを区分けした理由として、担当課の方に確認しましたところ、税務課での地目が畑と原野に分かれているということで、畑の地目を上段に書かれているということでございます。２筆とも利用権の種類は賃貸借、内容はオリーブ、始期も同じく平成２５年８月１日から２８年７月３１日までの３年間。表示してある年間の借り賃は、１筆目と２筆目の按分された額の合計で、１２，９９８円となりますけれども、先ほど申しあげました通り、２筆目は元々全体面積の利用ですので、元々２４，０００円となりますので、それと１筆目の５，０００円を併せまして、２９，０００円となります。栽培されている面積が地目上ですね、農地以外になっていたとしても、何らかの栽培がなされていれば農地としてみなすこととなっておりますので、今後区分けする必要は無いということで担当課には伝えております。引き続き継続です。
土地の所在ですが、１２ページをお開き下さい。１筆目を申しあげます。岡郷の国道２０７号沿いの○○を横に過ぎまして、○○バス停からですね、約２００メートル程行った道路左下の青色で表示している所が申請地になります。
次に２筆目を説明いたします。１３ページの方をご覧下さい。先程と同じく、国道２０７号沿いの○○バス停を過ぎまして、○○川を少し渡った先にですね、２つ目のバス停、○○バス停というものがございます。そのバス停からですね、距離にしまして約２，７００メートル山間部に登っていった、地図で言えば青色で表示している所が申請地になります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　長　　ただ今の事務局からの説明に関連し、地区担当委員さんから補足説明があればお願いいたします。

６　番　　６番柿本です。昨日現地を確認させていただき、また本人さんにお会いしましたが、（字名）の方はですね、すごく管理を良くされておりました。今灌水をされておりまして、実が少しなっていました。管理良好です。それから（字名）の方ですけども、備考欄に書いてありますけれど、原野の分は急傾斜で、オリーブを植栽出来る状況では無いということで管理をしていました。他の畑についての管理は良好です。それとこれに併せてですね、年間借賃について端数を揃えることは出来ませんか。７，９９８円とあるのを８，０００円にするとか、指導は出来ませんか。説明をお願いしたいと思います。

事務局　　そうですね。過去も円単位で、７円とか６円というような表示で出された事もあります。これは柿本委員さんのおっしゃるようにですね、１円２円の問題で、金額的な問題ですが、まとめることは可能と思いますので、そういった形で、お願い等をしていきたいと思います。

議　長　　よろしいですか。

６　番　　はい。

議　長　　ただ今補足説明が終わりましたが、皆さん方から何かご質問等があればお願いいたします。

【意見・質問なし】

議　長　　ご意見ご質問等無いようですので、これで３件の利用集積計画についての審議を終了いたします。何も問題は無いようですので、農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定に基づき決定することといたしますがご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　　それでは異議無しということですので、決定することといたします。次に日程第３の報告事項に移ります。事務局から報告をお願いいたします。

事務局　　それでは別紙の平成２５年７月農業委員会総会報告事項に移ります。

１ページをお開き下さい。第１号報告、非農地証明交付願報告書について朗読と説明を申しあげます。申請人氏名、（氏名）さん。申請人住所、長与町岡郷（地番）。申請地、長与町斉藤郷（地番）。地目は畑、現況は山林。面積は６９０㎡。用途区域は市街化調整区域。証明を受けたい理由としましては、２０年程前から耕作を止めて、その後雑木が繁茂し、ほぼ山林化している状態であるためとなっております。申請日、平成２５年７月１２日。確認日、平成２５年７月１７日。農業委員３名と事務局で現地に出向きまして、本人立ち合いの下、確認をいたしております。状況としましては、証明を受けたい理由の通りで、また、申請地に通じる道はありません。機械等入れることは困難な場所とみております。以上のとおり、平成２５年７月１２日付非農地証明交付願についての現地確認を行いましたので、報告いたします。平成２５年７月２４日、代読でございます。

次に土地の所在でございますが、２ページの方をお開き下さい。斉藤郷の○○集落センターから時津方面に約３７０メートル程行きますと、二手に分かれた道を左に、それからまた１４０メートル程行きますと、急カーブがございます。これにさしかかりますと、カーブの先端手前から繋がる農道を上った突き当たりを左、農道横の３筆目の土地になります。申請地の裏手は時津町との境になっておりまして、地図の青色で表示している所がその申請地でございます。以上でございます。

議　長　　ただ今の報告事項でありますが、ただ今の事務局からの説明に関連して、立ち合いをされて委員さんのどなたかから説明をお願いします。

５　番　　５番の白﨑です。この件につきましては、辻田、山中委員３名で現場に出向きまして、確認しました。丁度今説明がありました通り、時津との境界線ということで、まったく道はありません。現場は見えているんですが、そこまで到達出来ないような状態で、やぼになってしまっていて、行けないような状態でございまして、もうやむを得ないなという状態でした。本人さんもですね、来年から辞めて農業をするということで、ここだけはどうしても無理ですけど、近くにもたくさん農地があるんですが、そこは荒らさないように頑張りますというふうなお話でしたので、一応そういうことで了解をしました。以上です。

議　長　　はい。ただ今非農地証明についての地元委員さんからの説明がありましたけれども、皆さん方から何かあったら説明をお受けいたしますのでお願いします。

【意見・質問無し】

議　長　　質問が無いようですので、非農地証明交付願いについては、ここで終わりたいと思います。

【この後、平成２５年７月行事報告が行われた。】

議　長　　これで、本日の議案の審議並びに報告事項は終了しました。以上をもちまして、長与町農業委員会７月総会を閉会いたします。

【この後、以下の内容について説明が行われた。】

【農業委員研修について】
【援農者目安賃金について】
【時津・長与町農業委員合同研修について】
【平成２５年度農地利用状況調査について】